

# Legal Networks

## 04

～健康保険料率・介護保険料率が変わりました！～  
(全国健康保険協会)

### 健康保険料率

全国健康保険協会  
東京支部  
9.96%  
2月(3月納付分)まで



全国健康保険協会  
東京支部  
9.91%  
3月(4月納付分)から

全国健康保険協会  
神奈川支部  
9.97%  
2月(3月納付分)まで



全国健康保険協会  
神奈川支部  
9.93%  
3月(4月納付分)から

### 介護保険料率

全国一律  
1.58%  
2月(3月納付分)まで



全国一律  
1.65%  
3月(4月納付分)から

3月から全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料率が変更になりました。

当月の社会保険料を従業員の翌月の給与から控除している場合は、4月控除分から健康保険料が変わります。

全国健康保険協会が管掌する保険料率は都道府県ごとに決められていますので、上記の東京都と神奈川県以外は協会けんぽホームページをご参照ください。

併せて、介護保険料率も変更になりました。こちらは全国一律の料率となっております。

組合管掌の健康保険料率につきましては、各組合にお問い合わせください。

～最近よくニュースで耳にする  
「36(さぶろく)協定」～

パナソニックが3月、富山県内の工場に勤務する従業員に労使協定(36協定)の上限を超える残業をさせていたとして、労働局は、同社と労務管理を担当していた幹部2人を労基法違反の疑いで書類送検する方針を固めたというニュースが報じられました。

パナソニックの工場に勤務していた40代の社員が昨年6月に亡くなり、労災認定され、これと並行して労基署が違法な残業が行われていなかったか調査を進めていたところ、死亡した男性を含め複数の従業員に対し、労使協定の上限を超える違法な残業をさせていたことが確認されたそうです。

また、沖縄県の(有)フレッシュミートがなはと豚肉料理店の我那覇豚肉店(株)及び2社で労務管理を担当していた取締役副社長の2法人1人も、労使協定(36協定)を締結せずに労働者を残業させたとして、労基法違反の疑いで書類送検されたというニュースが報じられました。

\*\*\*\*\*

労基法は労働時間を1日8時間、週40時間までと規定しており、これを超えて働かせるためには、「時間外労働・休日労働に関する労使協定(36協定)」を締結し労基署へ届出する必要があります。

労使協定(36協定)の上限時間を超えて残業をさせたり、協定を締結せずに残業や休日労働をさせた場合は違法となり、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金の対象となります。

36協定は、会社と従業員を守る大切な協定です。締結と届出を忘れていないか再度確認をしてみましょう。

### 36協定とは・・・

時間外・休日労働を適法に行わせるための、労使間による協定のこと。

時間外労働等をさせる「事由」「1日、および1か月や1年などについて延長できる時間数・労働させることができる休日数」などを定めます。

労基法36条に規定されていることから「36(さぶろく)協定」と呼ばれています。

### 4月の労務管理スケジュール

【労務】

4月新入社員の入社手続き

【労務】

4/1～4/30

3月分の社会保険料の納付

【労務】

3月分(4月納付分)から

協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率が変わる

【税務】

4/1～4/10

3月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付



Legal Networks  
CORPORATION

社会保険労務士事務所 リーガルネットワークス

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-36-12サンカテリーナビル6F

<http://www.kintaikanrikenkyuio.jp>

TEL:03-6403-0861

2017.4月号